

## 第799回

### 宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成30年4月5日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（18名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

---

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司  
宿毛市産業振興課農業振興係 舛谷 心悟

5. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第4条許可申請審査について
議案第3号	農地法第5条許可申請審査について
議案第4号	宿毛市農用地利用集積について
議案第5号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）
議案第6号	宿毛市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）

○議長 皆さんこんにちは。平成 30 年の第 1 回目の農業委員会になりますが、やっと春らしいというかも春を通り越して暑い日が最近続いておりますが雨も例年になく今年は少ない中で、今日やっとうちよっとまとまった雨になりそうで、うれしい雨になると思います。

今日は議案が多いので皆さんの協力のもと、進めて行きたいと思いますのでよろしくお願いします。

はじめに議事に入る前に、この 4 月より人事異動がありましたので事務局からお願いします。

○事務局長 それでは 4 月の人事異動に伴いまして、農業委員会と産業振興課、異動がありましたので皆さまにご挨拶させていただきたいと思います。

それでは、まずはじめに 1 年ぶりに帰って来させてもらいました事務局長の岩田です。幸いこうやって見ますと、顔をほとんどの方がもう顔見知りの方ばかりで安心しております。

それと去年ですね農地法の改正がありまして、農業委員の皆さん、推進委員の皆さんにはいろいろご無理を言って快く引き受けてもらったと、小松補佐から報告を受けております。この場を借りて再度お礼を申し上げます。

それからですね僕も今年 59（歳）になります。それで 31 年度ですと 60 歳で定年となりますので、まずもう来年変わるという事はないと思いますので 2 年間いろいろとご迷惑をおかけするかもしれませんが、農地法の適正実施に向けて取り組んで参りたいと思いますので皆さまと、よろしくお願いします。以上です。

それでは続きまして、前任者の山岡局長から一言ご挨拶を申し上げます。

○山岡前局長 どうも皆さん 1 年間でしたけど本当にお世話になりました。1 階の市民課の方におりますので、来た時には顔を見せていただけたらと思います。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○事務局長 続きまして、産業振興課の補佐から課長に昇進しました谷本君から一言ご挨拶を申し上げます。

○谷本課長 4 月の移動で産業振興課の課長の任命を受けました谷本です。産業振興課の課長補佐で 2 年勤めさせていただいて今年課長にさせていただきますし

た。まだまだ慣れない所が多くてですね皆さまのご協力をいただきながら農地の関係も着実に進めておりますので、またご協力をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○事務局長 続きます、4月の移動で生涯学習課課長補佐から産業振興課補佐に来ました岩村君です。

○岩村補佐 この度の人事異動で生涯学習課から産業振興課に異動になりました岩村と申します。市役所生活も20数年になるんですけど、農林関係、農林水産も含めて初めてなので、4月に来て日々勉強をしながらやっているところです。また皆さんにご迷惑をおかけすることになろうかと思っておりますけれどもどうぞよろしくお願い致します。

○事務局長 続きます、舛谷係長の顔は皆さんご存知だと思いますけど、今年の4月からですね、舛谷係長が農業と林業を兼務して係長を受け持っておりましたが舛谷係長は農業振興係長という事で林業振興係長が解かれました。代わりに林業振興係長に谷口君が保健介護課から来てますけど、今日は四万十市に出張しております。また改めて皆さまにはご挨拶をさせていただきたいと思っております。舛谷君一言どうぞ。

○舛谷係長 それでは、30年度もですね引き続き農業の方を担当させていただきますのでよろしくお願い致します。また後ほどですね、説明の方もさせていただきますのでこちらの方もよろしくお願い致します。

○事務局長 ありがとうございます。

(山岡前局長、谷本産業振興課長、岩村課長補佐、舛谷係長退室)

○議長 議事に入ります前に、先月の5条申請で事務局から変更と報告がありますのでお願いします。

○事務局員 議事に入ります前に1件報告いたします。本日お手元に配布しております農地法第5条申請明細をご覧ください。こちらは前回の総会で協議いただきました大字押ノ川、高規格道路トンネル工事に伴う残土仮置き場の一時転用の案件です。貸付人と借受人の氏名について配布内容のとおり変更いたしました。

変更内容は、貸付人は所有者の死亡につき相続代表者兼相続代理人を選任し、借受人については、当初トンネル工事の現場所長としておりましたが代表取締役社長にそれぞれ変更しております。

また、この案件については、先月 22 日（木）には高知県農業会議と 2 名の常設審議委員、借受人、農業委員会事務局の 4 者で現地確認を行い、その後、28 日（水）常設審議委員会にて高知県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取が行われ委員会の答申を認める旨の内容を県に送付しておりますので、あわせてご報告いたします。

以上で一時転用に関する報告を終わります。

- 議 長 これより第 7 9 8 回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、1 番田村磨利委員、3 番濱田頼之委員にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。  
議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」を議題といたします。  
事務局と委員より、議案の説明をお願いします。
- 議 長 まず事務局からの報告ですが、最初に 3 番の議案を 1 件だけ審議したいと思えます。  
松本推進委員の退席をお願いします。  
  
(松本推進委員 退席)
- 事務局員 番号 3 番です。場所は 7 ページに位置図をつけております。  
大字押ノ川、さくらが丘との境界付近に広がる農地のうちの 1 筆になります。  
申請者は、昨年 4 月に一度農地 3 筆の贈与を行っており、今回はその続きとの事で、取得後は引き続き水稻を作るとの計画が出されております。  
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。  
事務局からの説明は以上です。
- 議 長 続きまして、受付番号 3 番について、押ノ川地区担当の田村委員より説明をお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに3番朗読】

●●さんは、この土地はおばあちゃんからお母さんに相続されたものを今度息子さんである●●さんが贈与を受けるという事で、続いて水稲を作るという事で問題ないかと思えます。以上です。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見や、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決を致します。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」報告がございました。審議の結果、問題ないようですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」1件は、許可することに決しました。

○議 長 松本推進委員の入室をお願いします。

(松本委員 入室)

○議 長 続きまして、事務局説明をお願いします。

○事務局員 引き続き事務局です。順番にご説明いたします。

番号1番です。場所は3ページ以降に位置図をつけております。いずれも大字黒川、大きく4ヶ所に分かれており、土佐くろしお鉄道宿毛線手前に広がる農地のうちの3筆、続きまして、地図では右側、山手に進み奥に広がる農地のうちの1筆、次に、4ページ、黒川い草共同乾燥施設の向かい側の農地1筆、最後に5ページ、申請者の自宅周辺に広がる農地のうちの1筆のあわせて6筆になります。

親から子への贈与で、取得後は、田では水稻を、また畑では芋を作るとの計画が出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号2番です。場所は6ページに位置図をつけております。

大字戸内、国道56号線沿い寺尾集会所から市道に入り左手に広がる農地のうちの3筆になります。

譲渡人は長年県外で居住しており、農業を行う予定もないことから売買することになりました。取得後は、直七の栽培を行うとの計画が出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号4番です。場所は8ページに位置図をつけております。

大字宿毛、ヤマト運輸宿毛センターの斜め向かい、北側の農地1筆になります。

売買で、取得後はじゃがいもと季節野菜を作る予定とのことです。

譲受人は、2名の共有名義となっており、貞輝さんが兄、重輝さんが弟の双子の兄弟です。番号4番、5番の持分はいずれも2分の1ずつです。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号5番です。場所は先程の4番の案件と同じ8ページに位置図をつけております。

大字宿毛、ヤマト運輸宿毛センター横の農地1筆になります。

譲受人の内容は先程の説明のとおりです。

売買で、取得後、こちらではじゃがいもを作る予定とのことです。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

最後に番号6番です。場所は9ページに位置図をつけております。

大字藻津、県道7号主要地方道宿毛城辺線沿いの農地4筆と、藻津漁港付近市道沿いの農地1筆のあわせて5筆になります。

親から子への贈与で、取得後は柿や梅などの果樹栽培を行う計画が出ております。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。  
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。  
今回の3条許可申請は以上になります。

○議長 続きます、受付番号1番について黒川地区担当の小川委員よりお願いします。

○小川委員 【議案書をもとに1番朗読】  
先程も説明がありましたが、親子で贈与するという事ですので問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 続きます、受付番号2番について僕（会長）の方から説明します。  
【議案書をもとに2番朗読】  
先日、●●さん立ち会いの下、現地で確認しました。それと●●さんは高齢につき●の●●●●さんに立ち会ってもらいまして確認しました。きれいに畑になっており既に何本か果樹を植えていましたので、問題ないと思います。  
また、●●さんの方には、もう既に●●さんから●●の方へ確認をしてくれておりましたので、僕の方からは連絡しておりません。よろしく願いします。

○議長 続きます、受付番号4番、5番、6番について、高砂地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに4番、5番、6番朗読】  
●●さんと●●●さんの方に連絡しました。●●さんは●●●さんのお姉さんにあたるらしいです。それで5番の方についても●●●●●さんの方が一緒にお話しをしていただきました。●●さんの方に連絡を取るところの方では、事務局からの報告があったように野菜を作られるということで双方ともに間違いはないという事ですので、よろしく願いしますという事です。  
6番については、これは親子間の贈与になります。もう既に見た所、何かちょっと分かりませんでした、木を何本か植えていました。手入れも

ちゃんとされているようでしたので問題ないと思います。以上です。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見や、ご質問はございませんか。

(審議中)

○小島代理 事務局の方で確認されていると思いますけど、この●●●●●さんの耕作状況は、●●●●●あります。それで共有名義にした時に●●●●●という事は●●●●●さんは●●●●●なんです。

これは、極端にいうたら共有名義にしておいてずるに考えたら、共有名義にしておいて1回8反位のを買って、作りよる人の名義で買うちよいて共有名義にしちよったら、そしたら次の時に自分も分けたら半分半分にしちよったら次の時にまた買うことできる。そういう事も考えられるがやけどどうやろうか。という事を確認しておきたい。

○濱田委員 一人は農業しよらんがやけん、二人で買うちよったら次にやる時に権利はできるという可能性は変に取ったらできるわね。こういう時には実際どっちにしても二人がどの位耕作しちよるかという、どれだけ作ちよという事が分かればええがやけん。二人で一つじゃちよとおかしいね。これが実績できたら買うたら、次にはちゃんとできるけどよ。

○川島委員 2番のあれかね●●●●●は、いうたら農業者の権利はないがやないかえこれ、これがいからったらこれもいかん。

○議長 これは今度買って3反を超える。

○川島委員 そしたらよ、例えば今の農業と漁業の●●●●●もねえ、買って面積が3反を超えたら問題ないがやないかえ、まあ言うたら。そういう事やないかえ。買ってなんぼになるか●●●●●になるか。0の人でもよ、3反以上まとめてポンと買えるもんやったら農業者になれるがやけん。それをいかんという事やったら。●●●●●の●●●●●もいからったらこの●●●●●の人も。

○松本委員 そうやないがで。

○小島代理 そうやないが。●●●●●さんというのは●●●●●というもんが、共有耕作面



積が●●●●じゃということじゃないがじゃないろうかと。この一番最後の6号議案で出ている●●●●は●さんの名義で●で出ちょうもんがやろうか。共有名義にするがやったら●●さんと●●さんの耕作状況をまあ言うたら二つにあれしたものを。

○川島委員      例えば0とするかえ●●の方を、そしたらそれがまあ仮にそれで買えんと3反まとめて買えんという事になるわね、農業者じゃないけん。そうやいか、そしたら●●●●の人はこれ農業者の資格がないわけよね。言うたら3反以上ないといかんやいか。

それからこの2番の人も、1番の人は親から子への贈与やけんそれはあまり突き詰めとうないがやけんよ。親から子にくれるがやけん。でもこの人が●●●●しかないもんやったらよ、買うたら3反以上になるがやったらよ、0の人でもよ3反買えば農業者になれるという事やないかえ。

この人が●●●●しかないのに、買うて3反やったら●●の場合、片方が●●作って片方が●いうがやったらよ、3反以上持つという事やったら農業者になれるという事やないが。そしたら●●●●の人もないという事やないか。3反以上なかったら農業者としては宿毛市の場合は認められんがやけん。

○小島代理      それとちょっとよ。それと自分の言うた事は全然違う話で、これはその二人の名義の事をどうなっちゃうかということを知りたいだけでいいようがで僕は。

○事務局長      事務局より報告がありますのでお待ちください。

○小島代理      お願いします。

○議 長      事務局よりお願いします。

○事務局員      事務局です。今回このように共有名義で譲り受けるケースはあまり例がなかったかと思います。申請時に委任を受けた行政書士に確認するとともに本課、県の農地・担い手対策課の方へも共有名義であがって来たが書類の内容についてどのように点検すればよいか照会を行っております。

それで小島委員から質問がありました。先程説明いたしましたように譲受人は●●の●●、●●さんの方の内容が譲受人の耕作状況になっておりまして●●さんの●●さんは0です。この表記は分かりづらかったと思いま

す。●●さんは今回4番と5番の農地を取得します。そして最後に6番で●●を受けております。4番と5番の内容●●の●ずつ。今回はこの内容を確認する際に耕作計画書の内容にしっかりその二人の耕作状況、●●の●ずつの内容をしっかり明記するように指示を受けております。

この内容に基づきまして耕作計画書、申請書に必ずこれまでも皆さんに添付いただいておりますが、今回計画している耕作の面積を記載いただいております。●●さんにつきましては、4番、5番、6番を足し合わせると3反の要件を満たしておりますので、今回申請という形を取らせていただいております。議案の内容が分かりづらく大変申し訳ありませんでした。

○事務局長           ただ、申し添えておきますと県の農地・担い手対策課にもこの案件については小松の方から問い合わせをして了承を受けているという事ですのでそういう事でよろしくをお願いします。

○細川委員           ●●●●は今までも何回も出ているが、●●●●面積こればしかなかったかね。

○事務局員           事務局です。手元の書類によりますと田が●●●●●、畑が●●●●●で合計●●●●●です。6番の表記も譲受人の耕作状況は、●になります。現段階では●になります。

○議 長           今、事務局からの内容を報告します。6番の●●●●さんの耕作状況は●で、今回5番、6番で●●ちょっと二人で取得するので1反5畝を取得できる。6番で●●から●●●●取得するので計●●を超えますので農業者の資格になるのでよろしいでしょうか。

この説明が正しいです。ほかに何かご意見ないでしょうか。

○川島委員           僕らは今までは3反なかったら農業者として認められんというあれがねまあ沖の島を除いては、それが仮に0からこれ3反にしたら農家と。例えば売りに出して3反4反というて、俺は百姓するぞ言うていっぺんにまとめてポンと買うたら百姓にはなれるという事よね。

○議 長           なれるろうね、自動的に。

○事務局長           そうです。それとですね大事な事はですね下限面積 30a という事はありますけどこれが一番重要な事ではないんですよ。例えば僕が役所を退職し

て農業したいと。それで、あの下限面積の 3,000 m<sup>2</sup>を取りあえず購入して農業すると。この場合もですね、3 条申請書には先程小松補佐からも言いましたように耕作計画書。こういう野菜を作りますと。農機具はどうしますか。当然、僕公務員ですので農機具の所有状況まで全て記載しないといけないんです。

それであともうひとつ大事な事は必ず 3 年 3 作ですね。それで下限面積というのがもちろん大事です。ただ大事なんですけど一番大事なのはその購入者が本当に農業をやるかどうか。農業をしてなおかつ最低でも 3 年間はきちっと農業をやるか、それをですね本人との面接、あと書類審査でできますんでね。そういう事でご理解していただきたいと思います。以上です。

○川島委員       はい、分かりました。

○議    長       はい、ありがとうございます。  
ほかに質問がなければ採決に入ってよろしいですかね。

(「はい」との声あり)

○議    長       これより採決に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」残り 5 件の報告がありましたが、審議の結果、問題ないようですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議    長       異議なしということですので、「議案第 1 号」残りの 5 件は、許可することに決しました。

○議    長       続きまして、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長       議案第 2 号、農地法第 4 条許可申請審査についてご説明いたします。  
受付番号 1 番。申請場所、所在地都賀川。議案書 11 ページの位置図をご覧いただきたいと思います。都賀ノ川沿いに沿った天満宮八坂神社の手前申請者●●●さんの自宅の隣接地になります。転用目的としまして申請者は墓地が高い所にあり高齢のため墓参りができないため、自宅の隣接地に墓地を設置しようとするものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。墓地の設置に伴う転用面積は 393.00 m<sup>2</sup>のうち 25 m<sup>2</sup>となります。資金計画といたしましては、土地造成費 10 万円、墓石設置費 100 万円。合計 110 万円を全て自己資金で賄おうとするものです。

なお、農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○議 長 続きまして受付番号 1 番について、都賀川地区担当の羽賀委員よろしく  
願います。

○羽賀委員 【議案書をもとに 1 番朗読】

娘さんが浦田委員の隣の家という事で、浦田委員に娘さんに確認を取っていただきました。僕は都賀川の方に行って現地で●さんと奥さんと話を  
しまして、家の横の家庭菜園の畑の中を墓地にするそうです。よろしくお  
願いますという事なのでお願いいたします。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見やご質  
問等ございませんか。

(審議中)

○議 長 採決に入ってよろしいですか。

(「はい」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請審査について」1 件の報告があり、審  
議の結果問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ござい  
ませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第 2 号」1 件は、意見を附して県に  
送付することに決定致しました。

○議長 続きまして、議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは議案第3号、農地法第5条許可申請審査についてご説明いたします。

受付番号1番。申請場所、所在地二ノ宮。議案書13ページの位置図をご覧くださいと思います。県道4号二ノ宮橋を渡り左折し、河原谷川を上り民家がかかなり少なくなった所をさらに北上した所になります。

転用目的といたしましては、太陽光発電に最適な日照量が得られるためこの農地を転用して太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積といたしましては1334.00㎡です。資金計画といたしましては土地取得費200万円、土地造成費150万円、太陽光発電施設設置費850万円、合計1,200万円を全て自己資金で賄うということです。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。

続きまして受付番号2番。申請場所、所在地二ノ宮。受付番号1番と同じく議案書13ページの位置図を見てください。先ほどの申請場所のちょっと奥と申しますか北の方に北上した所になります。

転用目的といたしましては、太陽光発電に最適な日照が得られるため太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は1039.00㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費200万円、土地造成費150万円、太陽光発電施設設置費850万円、合計1,200万円を全て自己資金で賄おうという事です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。

続きまして受付番号3番。申請場所、所在地四季の丘。議案書14ページの位置図をご覧くださいと思います。県道宿毛城辺線の四季の丘口の東兄弟自動車の東側の土地になります。

転用目的といたしまして、申請者は、修理工場敷地の一部が道路拡幅工事により修理車輛置場が狭くなったため、隣接地を修理車輛置場として使

用するという事です。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。修理工場の設置に伴う農地の転用面積は 343.03 m<sup>2</sup>となります。資金計画といたしましては、土地取得費 802 万円、この土地取得費 802 万円を全て自己資金で賄うという事です。

農地区分につきましては、この土地は宿毛駅より 300m以内に立地していることより、第3種農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。事務局からは以上です。

○議 長 続きまして、受付番号1番、2番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○山本委員 【議案書をもとに1番、2番朗読】  
3人に電話で確認しました。間違いないです。審議のほどよろしくお願ひします。

○議 長 続きまして、受付番号3番について、錦地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに3番朗読】  
目的から分かるようにこの隣の東兄弟自動車の方です。現地確認の時に●●さん、●さんに双方にお会いして間違いないのでよろしくお願ひしますという事です。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに何かございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは採決に入ります。議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」3件については、事務局と委員さんから報告があり、審議の結果、問題なしということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、議案第3号の3件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は15ページになります。今回は7件、内訳は新規設定が3件、再設定が4件です。それでは順番にご説明いたします。

はじめに、番号2番と3番の利用権設定について、一括して説明させていただきます。

今回の利用権設定の借主は全て「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは、「農地中間管理機構」のことです。

中間管理事業については既にご承知のこととは思いますが、事業内容としましては、農地を所有者から一旦農地中間管理機構が借り、その後で、その中間管理機構が借主を探して貸すという、大きく言うと2つの流れからなる事業です。

農業委員会では、まず農地の所有者から管理機構へ貸すという際に利用権設定の審議をします。その後、機構が借主を決める際、農用地利用配分計画と言いますが、その案を作成する際には、「農業委員会の意見を聴く」ということになっておりますので、その意見聴取があります。1回の総会でどちらも行うということになっております。

まず、議案第4号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど17ページにあります議案第5号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

それでは利用権設定の説明いたします。

今回申出のあった2件8筆の内訳は、受付番号2番は山奈町山田、山田川沿いに広がる農地のうちの3筆、受付番号3番については、山奈町芳奈

の芳奈口や運動公園の下付近等あわせて 5 筆、いずれも圃場整備された農地になります。

なお、貸借の期間は、いずれも平成 30 年 4 月 10 日から平成 40 年 4 月 9 日までの 10 年間となっております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は、今回申出のあった 2 番、3 番について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号 4 番。新規設定です。場所は大字大深浦、道に沿って流れる志沢尾川の上流、ため池の手前に広がる農地のうちの 4 筆になります。地目は田ですが、直七を栽培する計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

続きまして、番号 5 番。こちらは再設定です。場所は大字駅前町 4 丁目パチンコじゃんじゃん宿毛店駐車場北側の農地 1 筆になります。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

続きまして、番号 6 番。再設定です。場所は大字和田、宿毛、幸町、駅東町 4 丁目、あわせて 11 筆になります。

地目はいずれも田で、引き続き水稻を作るとの計画が出されております。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

続きまして、番号 7 番と 8 番については借受人が同一ですので一緒に説明いたします。いずれも再設定です。場所は 2 筆とも大字伊与野。農地の中央にある神社の横に広がる農地のうちの 2 筆になります。

地目はいずれも田で、引き続き水稻を作るとの計画が出されております。



農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議長 続きます、受付番号2番について、山田地区担当の小島委員お願いいたします。

○小島委員 【議案書をもとに2番朗読】

先日●●さんには電話、あと公社の山田・宿毛を担当しております山本さんと連絡を取り合いました間違いがないという事で、また、公社が入っているという事で問題はないと思われまます。審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長 続きます、受付番号3番について、芳奈地区担当の澤田委員お願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに3番朗読】

先程も事務局からありましたが、（5筆のうち）下の3つについては圃場整備はやっておりません。以上です、よろしくお願ひします。

○議長 続きます、受付番号4番、5番について山口委員お願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに4番、5番朗読】

4番については、●●さんは●●さんのお母さんに、あと●●さんにも連絡を取りまして事務局からもあったように直七を作るので、よろしくお願ひしますという事でした。

5番については、再設定なので特段説明する必要がないと思ひます。以上です。

○議長 続きます、受付番号6番について、和田担当の田村委員お願いいたします。

○田村委員 【議案書をもとに4番朗読】

この土地は去年まで萩原の●●●●さんがずっと耕作されて来たんですが、去年●●さんの奥さんの方からもちょっと体調が少し悪くなってきたので借りている、預かっているものは返したいと言うようなお話は受けて

いたので今回出てやっぱりそうかと思ったのですが、ちょうど●●さん私、田んぼしてたらご本人の方から来られて確認しまして、続けて水稻を小さいようなものばかりでこの方相当●●●位、人のを預かっててちょっとしんどいやけん頼まれたので言う事で受けてくださるという事でよろしくお願ひしますと言いました。

持ち主の●●さんには、1日の午後松本委員さんと直接会って、そろそろなんかやはりみんなの橋上、中角（地区）みたいな生産組合みたいなのを作って街の方は荒れ放題になってくるねと言ひながら、受けていただいて喜んでおられました。以上です。問題ないと思ひます。

○議 長 続きまして、受付番号7番、8番について、伊与野地区担当の寺田委員お願ひいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに7番、8番朗読】  
貸付人及び借受人3名には電話にて確認しました。現地の方は浦田委員に確認いただいております。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○濱田委員 今言うた●●●の●●さん、作りようがは知ちょうがやけど、これ（利用権設定期間が）1年というのは。

○浦田委員 自分も相談をはじめに受けてまして、最高10年まで可能なので10年にしちょけやと、この人●●さんがいよいよ真面目な人で、自分がいつちやがまるか分からんけん、途中でみんな顔見知りで仲良しにやってきようがやけん、そんなんなってそれでも作れ言わんせんけん、途中解約したらええことやけんもう毎年おばちゃんらしんどいやろう、10年やりや言うたけんど今回1年にしたけんど。

○濱田委員 (貸付人) ●●●●さんの方が、1年しか貸さんと言うたがやないが。

○浦田委員 みんな貸す方はもうずっと作ってくれ言うて言ひようがやけど。次からはもう途中解約したらええけん、10年やりや言うて言う話をして今回は1



以上、農用地利用配分計画についての説明でした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第5号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課、舂谷係長から説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、議案第5号2件は、市に答申することになりました。

○議 長 続きまして、議案第6号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

同じく産業振興課舂谷係長より議案の説明をお願いいたします。

○舂谷係長 それでは農業振興地域整備計画の変更について農用地区域への編入が3件、農用地区域からの除外が1件あります。

まず、編入案件については申出書のとおり、案件1は申請者●●●●氏申請地芳奈字●●●●●●●●、案件2はですね申請者●●●●氏、申請地芳奈字●●●●●●●●、案件3はですね申請者●●●●氏、申請地芳奈字●●●●●●●●。こちらについてはですね名義は●の●●●●氏となっておりますが、既に亡くなられており親子関係については戸籍謄本により確認済でございます。

以上、編入3件については、現況は既に耕作されている農地であり編入後も引き続き農地保全に取り組む予定と聞いております。



- 寺田委員 変更理由に、農用地区域外になっていたという3つがありますがこれはどういう事ですか。
- 小島代理 上の編入の話を言いよる。
- 舩谷係長 こちらのですね、他の地域についてはですね農用地区域内となっているんですけど、どういった理由からかですねこちら抜けていたというか。前回坂ノ下と同じような形になります。
- 寺田委員 具体的な理由を知りたいんですけど。
- 川島委員 要するによ、事務処理が杜撰やったという事よ。
- 澤田委員 恐らくね、昔、手書きに書くのに落ちたんじゃろと思う。
- 事務局長 あのですね、僕もこれ確かな事じゃありませんけど、ちょうど坂ノ下の案件があつた私のあの知人でして、その時にこういう過去の農林課時代の職員からの話を聞きましたら、あの先程言われたように図面上で一括してその農用地区域のあの編入とか除外をやったみたいですね。それでどうしてもですね、本来なら農用地区域内に留めておかないといけない所が何らかの事務処理の手違いでね、農用地区域外になっている所がですねやっぱ宿毛市内はねあると言う事をですねちらっと聞きました。寺田委員の質問に答えになっているかどうかは分かりませんが、そういう事です。
- 澤田委員 あのちょっといいですかね。私がね、あの中山間の事務局をやるようになってこれ発覚したがやけど。それまで全く分からなかった訳です。
- 議長 それでは審議に入りますので、澤田委員は退室をお願いします。
- (澤田委員 退室)
- 議長 続きまして、編入の整理番号1番から3番について、芳奈地区担当の細川推進委員お願いいたします。
- 細川委員 **【議案書をもとに編入の整理番号1番から3番朗読】**  
澤田委員の方で調べていただきました。どういう風な返事をしたらええ

か分かりませんでしたけど、この通りじゃと言う事で。あえて入れん方がええかも知れん。例えば、埋めたり家建てたりできるので。という話もちよっとしましたけど、まあこういう事にしましょうというのが結論です。

○議 長 続きますで、除外の整理番号1番について、高砂地区担当の山口委員お願いいたします。

○山口委員 **【議案書をもとに除外の整理番号1番朗読】**  
1番につきましては、保田委員さんと他の案件の現地確認に行く際に半年前の申請と全く同じで、まあ分筆でちょっと再申請という形なんでもう現地確認せずに、●●さんの方に電話確認だけしました。よろしくお願ひしますという事です。以上です。

○議 長 担当課と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第6号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」担当課よりの説明と委員より4件の報告があり、審議の結果問題ないということで、原案のとおりこの計画を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 澤田委員の入室をお願いします。

(澤田委員入室・舛谷係長退室)

○議 長 続きますで、協議事項に入ります。  
非農地の報告について、事務局と委員よりお願いします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。

その前に申し訳ありません。議案書の訂正をお願いします。受付番号1番の地目、田が2筆となっておりますけどこれ畑2筆になります。その訂正をお願いします。それとですね、受付番号2番の申請理由、あの約40年前から耕作放棄し現在に至るの次、237番の1となっておりますが、これは2375番の1ですんで、その訂正をよろしく願いいたします。

それでは、非農地証明についてご報告いたします。

番号1番、申請場所、所在地山北。登記地目畑。地図の方は24ページを見ていただきたいと思います。場所は、山北橋を過ぎて少し北上した右の土地で、昭和43年12月に居宅を建築し現在に至っております。

続きまして番号2番、申請場所、所在地黒川。登記地目田3筆、畑1筆になります。申請場所といたしましては、議案書の25ページから27ページをご覧ください。まず、場所は平田インター南側の土地と黒川い草共同乾燥施設近くの土地で、ここは約40年前から耕作放棄し雑木が生い茂り現在に至っております。あと、もう1筆は、土佐清水宿毛線今城建設を過ぎ右折して少し入った右側の土地で、約20年前に住宅を建築し現在に至っております。

続きまして番号3番、申請場所、所在地戸内（徳師）。登記地目、田。議案書の方は28ページを見ていただきたいと思います。場所は、主要地方道土佐清水宿毛線、三共コンクリートを右折し、突き当たりを左折し奥に進んだ土地で、約60年前に居宅を建築し現在に至っております。

以上3件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 続きまして、受付番号1番について、山北地区担当の山本委員お願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに1番朗読】

先日、川島委員と現場を確認した所、大きな家が建っていて現況回復は不能と思われまます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号2番について、黒川地区担当の小川委員お願いいたします。



- 小川委員           【議案書をもとに2番朗読】  
西山委員と現地を確認しましたが、ほとんど山、山になっております。  
こんな大きな木が茂って。それから、畑の分はもう家が建っておりますのでこれも元に戻すことは不可能かと思っておりますので、よろしくをお願いします。
- 議 長           続きますて、受付番号3番について、戸内地区担当の私の方から説明します。
- 会 長           【議案書をもとに3番朗読】  
月曜日に西山委員と現地を確認に行った時に、●●さんに連絡取ろうとしましたが留守でした。  
場所を確認したらたぶんここやろうと戻って来て、今朝もう一度●●さんにしまして昔からある家のほんの少しの所で確認し、これであつたら問題はないであろうという話で帰って来ました。審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長           事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。  
  
(審議中)
- 議 長           ほかに意見はございませんか。  
  
(「なし」との声あり)
- 議 長           これより採決をいたします。  
非農地証明3件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。  
  
(「異議なし」との声あり)
- 議 長           異議なしと言うことですので、非農地証明3件は、証明することに決しました。
- 議 長           事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果の報告について)

それではまず最初に私の方から、県に送付した結果の報告について。

第798回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第5条申請(受付番号18番・一時転用 小深浦 仮設道路)について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

○事務局長 (次回総会の日程について)

次回総会は、5月8日(火)午後1時30分からです。提出する議案の締切は来週11日(水)、議案送付日は5月1日(火)を予定しております。

(産業祭への農業者年金相談コーナー開設について)

次に、産業祭への農業者年金相談コーナー開設についてのお知らせです。

今月29日(日)宿毛市総合運動公園にて「第6回宿毛まるごと産業祭」が開催されます。昨年に引き続き、農業者年金の加入推進の取り組みの一環として農業委員会からも農業者年金の相談コーナーを開設します。時間は午前9時から午後3時までです。

昨年は3名の方に農業者年金へ新規加入いただきました。これも加入推進部長の田村委員をはじめ、委員の皆さまの日頃からの推進活動のおかげであり感謝しております。

開催日当日は連休期間中であり、農作業等で多忙のこととは思いますがこれを機会に農業者年金に興味関心のある若手農業者へ声を掛けていただくとともに、ご来場いただきますようよろしくお願いいたします。

(活動記録簿への記入について)

最後に、活動記録簿への記入についてのお知らせです。このことにつきましては、先月の3月議会におきまして委員報酬条例の一部改正を行い新年度より農地利用の最適化に向けた積極的な活動(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等)を推進するため、能率給として活動実績に応じて一人の委員さんに毎月上限6,000円を支給する農地利用最適化交付金事業を活用することとなりました。

状況によっては、活動の多い月、少ない月があるのは当然のことと思います。記録簿は今後、事務局において定期的に確認、点検の予定です。最適化の活動を毎月抜かりなく活動記録簿に記載しておいてくださいますようお願いいたします。事務局からは以上です。

○議長 ほか何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○事務局員 産業振興課より、大深浦地区と小筑紫町田ノ浦（鹿崎）地区の圃場整備に関する事業について委員の皆さまへの事業概要説明を行います。

○事務局長 それでは、産業振興課より説明をお願いします。

●舩谷係長より説明

○舩谷係長 みたび失礼します。舩谷です。

今回お手元に配布した資料がですね 4 枚あると思いますが、こちらの方 1 番最初ですね 1 枚目の農用地の圃場整備についてという紙を見てください。

現在ですね、産業振興課の方で検討しております圃場整備についてですね条件等を書いた紙になっております。こちらの方、我々で検討しておりますのが図面の 2 枚ですね、こちらの海が下の方に見えますのが田ノ浦ですね鹿崎の方になります。もう 1 枚の方が大深浦の圃場になります。

面積としましては、大深浦の方が 14ha、田ノ浦の方が 1.7ha、こちらの方の圃場整備を現在検討中でして既に予算も取っております。今年、30 年度といたしましてはですね、一定の要件を満たした上になりますけど、後でまた説明いたしますが、こちらの方一定の要件を満たしました土地につきましてはですね、実施計画の作成をしていくのが今年度の予定となっております。

それではですね、こちらの圃場整備の内容について具体的にお話していきたいと思しますので、先程の 1 枚目の方に戻ってください。

こちらの方はですね、機構関連事業というものを活用して、先程お話ししましたが農地中間管理機構の関係の事業となっております。こちらの方がですね、事業実施要件こちらを満たしますとですね、地元負担が無料となりまして地元負担金 0 円ですね、市の負担金が事業の 1 割負担で事業を行うことができます。基本的には県営事業となります。こちらの方がですね満たすべき要件というのが、それぞれ読んで行きますのでちょっとご覧ください。

1番としまして予定されている事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。2番としまして農地の中間管理権の設定期間が事業計画の公告日から15年以上であること。3番としまして事業対象農地の8割以上事業完了5年以内に担い手に集団化すること。4番としまして事業実施地域の収益性が事業完了5年以内、果樹は10年以内に20%以上向上することとなっております。

現在ですね、こちらの1番目のですね農地中間管理権の同意の方をですね、地元の皆さんの方に取りに行くようにですね計画しております。既にですね大深浦の方についてはですね、3月に説明会を行っております。

鹿崎の方はですね、相手の方が所有者の方が少ない事もありまして、個別にこちらから連絡をしていって概ね大深浦を含めまして、みなさん好意的に受け取っていただいております。反対の声は今の所ありません。

一応ですね、我々の方で行おうとしているのがですね、圃場整備後は文旦を予定しているという事です。それによりですね4番の、要件のですね4番の果樹は10年以内に20%以上収益性が向上するという事を、その区分について満たせるかなと踏んでおります。以上がですね、我々が計画しております圃場整備になります。

何か質問がありましたら。

- 寺田委員      収益性というのは、いつを基準にするのか。
- 舂谷係長      現状とですね、10年後果樹が獲れ始める頃、10年以内という事ですので収量が出る様になってからでやろうかと思っておりますけど。
- 川島委員      あのね、僕もそれ（圃場整備に）携わったけどね、図面の上で分けておかんと、出来上がって分けたらあっちこっち行って、古い図面の上に新しい図面を乗せてその時に分けちゃかったら出来上がったらみんな自分はいえ所を取りたがる。図面上で先に配布しちゃうたら大変な事になる。これだけは言うちよくけん、最後に揉めたけん。
- 舂谷係長      地元の皆さまにもですねそのような声が多くてですね、

- 川島委員      自分の所の田んぼ、悪なる人は1人もおらんけどね、やっぱり10良くなる人もおるし、3しか良うならん人もおる。元より悪くなるのは1件もないと思うけど。やっぱり自分が一番良うなりたいけん。
- 舂谷係長      基本的にですね、その1番最初の農地の圃場整備についての1番上にありますように機構の関連事業を活用する事ですね、農用地の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、高知県が農業者の費用負担や同意を求めず基盤整備を行う事が本来としてはあるので、本来その換地については同意については・・・
- 川島委員      それはみんなしてくれるろ。
- 舂谷係長      それで換地については、・・・に扱っていかうかなと思っています。
- 川島委員      それが一番大事な事、出来上がってから分けるようになってからじゃもうとてもじゃないが。
- 澤田委員      工事は中間管理（機構）がやるけど、換地は個人がやらないかん。
- 舂谷係長      そうなんですよ。
- 川島委員      換地が一番よ。先に換地しちよかないかん。現在の上に新しい図面に。
- 舂谷係長      どうしてもですね計画自体が難しく、同意を取っておかないと計画の策定に入れないので、聞き方が出せれないのにその前に同意をもらわないといけないのが、ちょっと難しいんですけども。
- 細川委員      作りよらん人も、今、休耕田の、そんながの買い取りみたいなのがはあるが。
- 舂谷係長      その予定はないです。基本的には、中間管理権を管理機構に使う形で貸し付けるといふ考えなので。
- 舂谷係長      それも貸付けで対応する事になります。
- 澤田委員      タダでできるがやけんね。

○田村委員       ここ私、10年担当でパトロールさせていただいて、年々ミカンでも文旦でも基幹産業の文旦でも植えたらいいのにねと思うので、頑張って是非やっていたら本当いいと思います。相当荒らしていますもんね。

○事務局長       皆さん、質問の方はほかにごいませんかでしょうか。

（「なし」との声あり）

○事務局長       また質問があるようでしたら担当の舩谷係長の方に聞いていただければと思いますので。どうも産業振興課舩谷係長ありがとうございました。

○議長 以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第799回宿毛市農業委員会総会を閉会致します。

午後3時00分閉会

平成30年4月5日

会 長

農業委員

農業委員